

令和6年度 鎌倉市居住支援協議会
住宅確保要配慮者相談窓口実施事業者 募集要項

鎌倉市居住支援協議会では、住宅確保要配慮者に対する住宅相談窓口を設置し、入居に向けた住宅情報提供等を行うとともに、入居後の必要に応じた生活支援活動や関係機関等が連携することにより、鎌倉市における福祉の向上と豊かで住みよい地域づくりについて寄与することとしています。

つきましては、住宅確保要配慮者に対する住宅相談窓口事業を実施する事業者の公募を実施するものです。

1 事業概要

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯、低額所得者等の住宅確保要配慮者（※）は、住宅の確保が困難となる場合が多い。そこで、入居に協力可能な住宅情報提供等に加え、入居後の生活支援活動についても、会員が連携した相談対応体制を構築し、その成果や課題等について取りまとめ、今後の市内の居住支援活動の普及に繋げる。

※ 住宅確保要配慮者・・・セーフティネット法第2条各号及び施行規則第3条各号に基づき規定されている者

2 事業期間

令和6年1月10日まで

3 応募要件

以下の要件がすべて当てはまっていること

- ①応募しようとする団体の活動業務のなかに、鎌倉市内の住宅確保要配慮者への相談や生活支援活動等が含まれていること
- ②鎌倉市内に上記①の相談や支援活動等を行う事務所があること
- ③過去に上記①の相談・支援活動等の実績があること
- ④常時相談対応可能な体制が整っていること
- ⑤個人情報保護規程等が整備され、適切に管理されていること

4 選定方法等

- ①応募者は、別添様式に必要事項記載し、事務局に提出すること。
- ②本協議会幹事会から選出された会員及び事務局で構成する選定会議による審査を経て、実施団体を決定する。

5 事業内容

- ①住宅確保要配慮者向け居住相談事業の実施。（相談内容に応じて、セーフティネット住宅登録物件及びかながわあんしん賃貸住宅登録物件の紹介等も実施。）
- ②相談窓口開設の周知（HP公開、チラシ作成、サイン等の整備）
- ③住宅確保要配慮者に対する定期的な見守りや生活相談などの生活支援等居住支援事業の情報提供

- ④相談から入居に至った事例について支援方法の検証を行う。
- ⑤必要に応じて、本協議会の会議において事例報告及び意見交換。
- ⑥事業実施内容の成果や課題等を取りまとめた報告書の作成。

6 委託予定額

30万円程度（1団体の場合）（申請団体数によって異なります）

7 スケジュール

- ・ 令和6年 10月16日（水）まで 実施事業者公募
- ・ 10月中旬 選定会議の開催
事業者決定
- ・ 事業実施（委託業務開始）
- 《必要に応じて幹事会等で報告》
- ・ 1月10日 相談事業終了、報告書提出

8 留意事項

国土交通省による「令和6年度支援協議会等活動支援事業（住宅確保要配慮者居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）」の補助金の交付決定を受けている事業者及び他の居住支援協議会から受託・補助を受けている事業者につきましては当該事業の対象となりませんので、ご注意ください。

9 申込期限及び申込方法

令和6年10月16日（水）必着
郵送による受付のみ

10 お問い合わせ・申込先

鎌倉市居住支援協議会 事務局：入原（いりはら）
〒231-0011 横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館4階
（公社）かながわ住まいまちづくり協会内
TEL 045-664-6896
FAX 045-664-9359
E-mail irihara@machikyo.or.jp

※申込用紙のデータが必要な場合は、ご連絡ください。